

# 事業報告書の更なる充実に向けた対応

令和6年2月

独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会

# 事業報告書の更なる充実に向けた検討結果(1/2)

- 各法人は、平成30年に策定した事業報告書ガイドラインに沿って事業報告書を作成しており、これまで、会計基準等部会と財務省財政制度等審議会法制・公会計部会との共同ワーキング・チームでは、各法人がガイドラインの考え方に沿って事業報告書を作成していることを確認してきたところ。
- ガイドラインに示された考え方の徹底に当たりなお残されている課題等を明らかにし、各法人における事業報告書の更なる充実に資するため、令和4年11月以降、令和3年度の事業報告書の分析や事業報告書の利用者へのアンケートを実施。
- その結果を踏まえて議論を重ね、令和5年12月に対応策をとりまとめ、「標準的な様式」等を改訂するとともに、事業報告書作成に当たっての留意点を周知した。

## 事業報告書の分析・アンケート結果を踏まえた議論により 確認された事項(主なもの)

## 左記を踏まえた対応

### 【多様な情報ニーズ】

アンケート結果では、社会課題への取組状況等の新たな情報ニーズが生じていること、事業報告書に求められる情報のニーズは事業報告書の利用者の属性ごとに異なるということが改めて確認された。

各独立行政法人が、想定される利用者とそのニーズを念頭に事業報告書を作成することが肝要であり、事務・事業の特性、財源構造の違いなどから、法人が特に重視すべき利用者が存在する場合には、当該利用者に向けた情報を充実させることが有用である旨を周知した。

### 【広報における活用状況】

アンケート結果では、広報等担当者において、他者に対する説明で利用しているとの回答が少なく、事業報告書を見たことがないとの回答が他の回答者に比べて多いことから、事業報告書が広報活動のツールとして十分に活用されていないこと、広報等担当者が事業報告書の作成に関与していないことがうかがえる。

これらを踏まえると、法人が伝えたい情報、着目してほしい情報が十分に表現できておらず、事業報告書が他者に法人概況を説明できる書類となっていないと、法人自身が考えている可能性もある。

事業報告書の作成においては、情報の見せ方、伝え方についても留意することが必要であり、これらの知見を有すると考えられる広報等担当者が事業報告書作成の初期段階から主体的に関与し、作成、活用の両面で協力することが有用である旨、また、法人が伝えたい情報をわかりやすく伝えることができる事業報告書を作成することで、法人広報や採用活動、内部研修への利用等、事業報告書の更なる活用も期待される旨を周知した。

## 事業報告書の更なる充実に向けた検討結果(2/2)

### 事業報告書の分析・アンケート結果を踏まえた議論により 確認された事項(主なもの)

### 左記を踏まえた対応

#### 【サステナビリティ情報の記載】

サステナビリティ情報に対する利用者の関心・ニーズは高いものの、法人により内容の差が大きく、利用者はサステナビリティ情報を把握するための媒体として、事業報告書をあまり利用していない。

社会におけるサステナビリティ情報に対するニーズの高まり等を踏まえ、標準的な記載例を改訂し、人的資本に関する方針や、社会や環境の持続可能性の確保・向上への貢献についての方針・取組の概要等の記載を求めた。

また、独立行政法人の業務は多種多様であり、サステナビリティとの関連の程度も法人によって異なることから、各法人の事務・事業の特性とサステナビリティとの関連の程度等を踏まえ、積極的な情報開示を行う旨、周知した。

#### 【業務運営上の課題・リスクの記載】

アンケート結果では、「業務運営上の課題・リスク」について、内容を充実してほしいという意見が多い。他方、情報セキュリティなどの一般的リスクの記載に留まっている法人も多い。

標準的な記載例を改訂し、各法人の目的達成を阻害する課題・リスク及びその対応策について記載を求めた。

#### 【当期の活動実績・成果に関する情報】

アンケート結果では、当期の活動実績・成果に関する情報は内容を充実してほしいという意見が多い。

「標準的な様式」には当期の活動実績・成果を記載させる明確な項目が存在しないが、分析結果では、一部の法人が自主的に項目を設けて記載している他、「法人の長によるメッセージ」、「業務の適正な評価の前提情報」などの項目に記載している例もある。

独立行政法人は、財務情報だけでは成果情報が提供できないという特徴を有しており、財務情報とは別に、法人の成果情報の提供が必要となることから、標準的な様式を改訂し、当事業年度の活動成果・業務実績の概要を記載する項目を新設した。

# 「標準的な様式」等の改訂内容(概要)

令和5年12月に下記のとおり「標準的な様式」等を改訂するとともに、様式改訂の背景や、多様な情報ニーズへの対応、広報担当部署を含む関連部署の適切な連携等について、「事業報告書作成に当たっての留意点」としてとりまとめ、各法人に周知。令和5年度の事業報告書の作成から適用される。

「標準的な様式」を改訂し、右記のとおり記載事項を新設

## 標準的な様式

1. 法人の長によるメッセージ
2. 法人の目的、業務内容
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割  
(ミッション)
4. 中期目標
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等
6. 中期計画及び年度計画
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
  - (1)ガバナンスの状況
  - (2)役員等の状況
  - (3)職員の状況
  - (4)重要な施設等の整備等の状況
  - (5)純資産の状況
  - (6)財源の状況
  - (7)社会及び環境への配慮等の状況
  - (8)法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉(新設)
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策
9. 業務の適性な評価の前提情報
10. 業務の成果と使用した資源との対比
  - (1)当事業年度の主な業務成果・業務実績(新設)
  - (2)自己評価
  - (3)当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況  
(以下略)

## 「標準的な記載例」を改訂し、新たに以下の事項の記載を要求

### 会計監査人の監査・非監査報酬

(注)日本公認会計士協会の倫理規則改正に伴い、監査報酬等の開示が必要となったもの

- ・女性管理職比率、男女の賃金の差異、男女別の育児休業取得率など、女性活躍推進法等に基づき公表している指標
- ・ダイバーシティや働き方改革等、人的資本に関する方針と取組の概要

SDGsについての取組等、社会や環境の持続可能性の確保・向上への貢献についての方針、取組の概要

法人の強みや基盤を維持・創出する上で欠かすことのできない資産や技術、情報等

法人の目標達成や、適正なサービスの持続的な提供を阻害する課題・リスク及びその対応策

当事業年度の業務成果や業務実績の概要

## 「実態を踏まえた例示」「実態を踏まえた記載例」を改訂し、新たに以下を例示

- ・サステナビリティに関する情報をまとめて記載する際の例
- ・TCFDのフレームワークに沿ってサステナビリティに関する情報を記載する例